

平成23年5月20日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

監査委員公告	
○監査結果の公表	1

監 査 委 員 公 告

平成23年3月25日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成23年5月20日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成23年3月25日

2 請求人

秋田市南通亀の町10番37号 菅 原 名奈子

秋田市南通亀の町10番14号 菅 原 朋 子

3 請求の要旨（原文）

秋田県が秋田県フェンシング協会に平成22年度に交付した補助金についての監査を請求する。

理由

(1) 秋田県フェンシング協会が、平成17年度から平成21年度に秋田県から交付を受けた補助金を不適正に処理したとして、県から多額の補助金の返還命令を受けている。

(2) 秋田県フェンシング協会が平成22年度に秋田県から交付を受けた補助金の一部を不適正に流用したと報じられた。

(3) 秋田県フェンシング協会の当時の副理事長と事務局長であった2人が、秋田県から交付を受けた補助金の金額を偽り、県内のクラブチームに分配した、平成22年度ジュニア育成費補助金内訳表が存在する。

(4) 秋田県フェンシング協会が、秋田県の管轄部署に提出した平成22年度の選手強化対策費補助金交付申請書の中に、請求人の長女に対し交通費の交付があったと推量される記載があるが、請求人の長女はこの交通費を受け取っていないと言っている。

平成22年度の補助金については秋田県フェンシング協会が平成22年8月に、平成17年度から平成21年度に秋田県から交付を受けた補助金を不適正に処理したとの記者発表を行ったあたりより凍結となっていたが、平成22年4月から7月までの事業は実施されており、その中の一部の補助金が不適正に処理されたと既に報じられている。

(1)から(4)の事実から、補助金の相当部分が適正に使われていない可能性が極めて高い。

県は平成22年8月に協会が問題の一部を明らかにするまで、こうした不適正な補助金の執行を見抜けなかった。

監査を行ってきた県が不正を見抜けなかった点については反省が必要だという問題点も新聞等で報じられた。

よって、平成22年度に秋田県が秋田県フェンシング協会に交付した補助金全ての使途、また、補助金執行に関する事務についての監査を求めるものである。

また、不適正に使われた場合には、秋田県フェンシング協会に返還を求めるよう県に勧告することを求めるものである。

4 事実証明書

(1) 秋田県フェンシング協会から県に提出された「選手強化対策費補助金交付申請書」（平成22年4月1日付け）の写し

(2) 「平成22年度ジュニア育成費補助金内訳」の写し

(3) 関連する新聞記事の写し

5 請求の対象となる職員

本件支出に関わった県職員

6 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

(1) 平成22年度に県が秋田県フェンシング協会（以下「協会」という。）に対して交付した選手強化対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付事務の実施に当たり、県に違法性または不当性があったといえるか。

(2) 補助金の交付によって県に損害が生じたといえるか。

2 監査対象課

企画振興部スポーツ振興課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対し、平成23年4月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金の趣旨

補助金は、県内各スポーツ競技団体に所属する選手の競技力向上を図るため、主として競技団体が行う、指導体制の確立や選手の育成・強化等のための各種事業に要する経費に対し補助するものである。

補助金交付事務を所管する課所は企画振興部スポーツ振興課である。

(2) 補助金交付事務の内容

補助金は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）、秋田県企画振興部スポーツ振興課関係補助金交付要綱及び選手強化対策費補助金実施要項の規定に基づき、各競技団体が実施する強化練習・合宿・遠征事業、小・中学生強化事業及び高等学校特別強化事業等7種類の事業に要する経費を対象として交付されている。

なお、規則第258条に基づき、概算払により支払うことができる。

事務は、次のとおり行われる。

ア 補助金交付説明会の開催

各競技団体を対象とした補助金交付説明会を開催し、補助金実施要項や申請手続き、注意事項について説明を行う。

イ 補助金交付申請書の受理、補助金交付決定

各競技団体から補助金交付申請書の提出を受け、申請内容を審査のうえ、交付決定し、各競技団体に通知する。

なお、各競技団体からはまず財団法人秋田県体育協会に提出され、同協会が事業計画の内容を審査・確認した後に県に回送し、県は経理面の確認を行う。

ウ 補助金の支払

各競技団体から請求書の提出を受け、概算払により補助金を支出する。

エ 事業報告書の確認

各競技団体から月ごとに事業報告書の提出を受け、その確認を行う。

（イと同様に確認を行う。）

オ 補助事業実績報告書の確認、補助金交付額の確定

全ての事業の終了後、各競技団体から補助事業実績報告書の提出を受け、内容を確認のうえ、補助金交付額を確定する。

(3) 平成22年度の補助金交付事務処理状況

ア 補助金交付事務処理状況

平成22年3月23日 協会を含む各補助対象競技団体を対象に補助金交付説明会を開催し、手続方法や注意事項等及び4月14日 項等を説明

平成22年4月1日 協会より提出された補助金交付申請書受理

（申請された事業）

強化練習・合宿・遠征事業：強化合宿1から5

小・中学生強化事業

高等学校特別強化事業：県外遠征1から5及び強化合宿

（申請額合計 5,306,000円）

平成22年5月10日 補助金交付決定(交付決定額 5,306,000円)
 平成22年5月27日 強化合宿1に要する費用として300,000円を支出
 平成22年6月18日 強化合宿2に要する費用として320,000円を支出
 平成22年7月12日 強化合宿3及び小・中学生強化事業に要する費用として1,040,000円を支出
 (支出額合計 1,660,000円)
 平成23年3月31日 補助金実績報告書受理、補助金交付額確定
 (確定額 805,506円)

イ 補助金執行状況

協会による当初の申請額は5,306,000円であり、うち1,660,000円が平成22年7月までに支出されていたが、平成22年8月に、平成17年度から平成21年度に交付された補助金について協会が不適正処理を行っていたことが発覚したことを受け、協会からの請求が自粛されたことにより、その後の支払はされていない。

補助事業実績報告書を確認した結果、支出額のうち805,506円のみを補助対象とし、支出額との差額854,494円は返納するよう求め、平成23年4月20日に全額返納された。

(単位：円)

対象事業名	補助申請額 (交付決定額)	支出額 (概算払)	実績額 (交付確定額)	支出額-実績額 (返納額)
強化練習・合宿・遠征事業	1,806,000	760,000	384,326	375,674
強化合宿1	300,000	300,000	97,000	203,000
強化合宿2	320,000	320,000	180,730	139,270
強化合宿3	140,000	140,000	106,596	33,404
強化合宿4	500,000	0	0	0
強化合宿5	546,000	0	0	0
小・中学生強化事業	900,000	900,000	421,180	478,820
高等学校特別強化事業	2,600,000	0	0	0
県外遠征1	400,000	0	0	0
県外遠征2	600,000	0	0	0
県外遠征3	400,000	0	0	0
県外遠征4	400,000	0	0	0
県外遠征5	600,000	0	0	0
強化合宿	200,000	0	0	0
計	5,306,000	1,660,000	805,506	854,494

ウ 補助事業実績報告書の確認状況

① 補助事業実績報告書と添付書類整備状況の確認

補助事業実績報告書には、選手強化対策費補助金実施要項に基づき、各事業ごとに事業報告書(事業実施内容を記載)、収支精算書(補助金支出科目ごとの経費内訳を記載)、参加者名簿(参加者氏名、所属名、参加日程を記載)、及び領収書(写し)が添付されていた。

これらの書類に記載された支出内容や金額、参加者人数等の整合性がとれていることを確認できた。

② 補助対象として妥当かどうかの確認

実績報告書の確認に当たっては、協会が過去に補助金不適正処理を行っていたことを踏まえ、補助対象事業のために支払われたか疑問があるものは補助対象外とする方針で行われ、提出された領収書等の記載内容を領収書発行者に対し電話又は面談により確認し、確実に補助対象事業に要する費用として支出したかどうか確認できないものは、補助対象外としていた。

エ 補助金交付事務全般の処理状況

補助事業実績報告書の確認のほか、補助金交付申請書受付から確定に至るまでの事務は適正に行われていた。

なお、補助事業実績報告書に添付されていた領収書の記載は次のとおりであった。

(単位：円)

細事業名	詳細事業名	事業支出額 補助金額	項 目	添付領収書記載内容				備 考 (△は補助対象外)
				金 額	内 容	領収日	発行者	
強 化 練 習 ・ 合 宿 ・ 遠 征 事 業	強化合宿1	114,570	旅費	114,150	弁当代、宿泊代	H22.4.26 (請求日)	宿泊施設	一部補助対象外 (△17,570)
	期間：H22.4.24-25	97,000	役務費	420	振込手数料	H22.6.2	金融機関	
	強化合宿2	195,130	旅費	101,160	宿泊代	H22.6.12	宿泊施設	
	期間：H22.6.12-13	180,730	旅費	24,000	弁当代	H22.6.13	弁当業者	一部補助対象外 (△14,400)
			需用費	2,764	スポーツドリンク代	H22.6.12	コンビニエンスストア	
			需用費	2,940	スポーツドリンク代	H22.6.13	コンビニエンスストア	
			使用料・賃借料	2,350	体育施設使用料	H22.5.25	体育施設	
			その他	2,016	傷害保険料	H22.6.11	保険代理店	
			強化用具補助	59,900	競技用具購入代	H22.6.10 (請求日)	販売業者	
					(振込受領書)	H22.6.22	コンビニエンスストア	
	強化合宿3	121,571	旅費	39,140	宿泊代	H22.7.11	体育施設	一部補助対象外 (△3,275)
	期間：H22.7.10-11	106,596	旅費	67,375	食事代	H22.7.11	飲食業者	一部補助対象外 (△11,700)
			役務費	480	普通切手代	H22.7.5	郵便事業会社	
			使用料・賃借料	11,720	体育施設使用料	H22.7.11	体育施設	
			その他	2,856	傷害保険料	H22.7.7	保険代理店	
小・中学生強化事業	県外遠征1	557,480	旅費	327,000	貸切バス代	H22.7.27	旅客運送業者	参加チームA分 一部補助対象外 (△106,000)
	期間：H22.7.23-25	421,180	旅費	68,880	宿泊代	H22.7.24	宿泊施設	参加チームA分 一部補助対象外 (△16,800)
			旅費	45,600	宿泊代	H22.7.25	宿泊施設	参加チームB分
	(第23回全国少年フェンシング大会)		旅費	58,000	交通費、宿泊代	H22.7.28	旅行業者	参加チームC分
			旅費	44,500	宿泊代	H22.7.23	宿泊施設	参加チームC分
			その他	13,500	旅行傷害保険料	H22.7.20	旅行業者	全て補助対象外 (△13,500) (領収書宛名が参加チーム名)
事業支出額		988,751						
補助金額計		805,506						

2 請求人の主張に対する監査対象課の見解

(1) 補助金が適正に執行されていたかどうかは、次のことを確認して判断される。

ア 提出された補助金実績報告書に記載されている執行内容が事実である。

イ 執行内容が事実であるならば、その内容が補助金実施要項等に合致した執行がなされている。

したがって、仮に事業実施段階で誤りがあったり実施要項に適合しない経費の支出があったとしても、実績報告書を作成する段階でそれらが是正あるいは補助対象から削除され、上記ア及びイにあった内容の実績報告書が提出されているのであれば、補助金の不適正執行ではない。

請求人が主張していることは、実績報告書提出以前の事業実施段階でのものであり、最終的に適正な補助事業と認定した事業の内容ではないことから、違法又は不当とする根拠にはならない。

(2) 平成22年度の実績報告書の確認に当たっては、過去の協会による不適正執行の手法が解明されていたこともあり、少しでも疑問があるものは補助対象としない方針で行っており、補助対象としているものは、報告書に記載された執行内容と添付書類の内容が一致し、確実に支払われているものであり、不適正に執行されたものはないと考えている。

また、実績確認により補助対象外とした部分については、概算払により既に支払った分との差額について返納させており、これ以上返還を求めする必要はない。

3 請求理由に関する事実確認について

請求人が請求理由とした事項は第1の3(1)から(4)であるが、これらについて事実関係を確認したところ、次のとおりであった。

(1)について

事実である。

(2)及び(3)について

理由の内容は、協会が、平成22年度に実施された第23回全国少年フェンシング大会への参加者の遠征費用として県から交付された補助金900,000円のうち、約350,000円を対象事業に使わず内部留保していたというものと解される。

この補助金とは、小・中学生強化事業の費用として交付されたものであるが、実績報告書確認の結果、補助対象として認められた額は、支給額900,000円のうち421,180円で、残りの478,820円は補助対象外とされ、既に県に返還されていた。

なお、同大会主催者である社団法人日本フェンシング協会公式サイトに掲載されている同大会競技結果内に、大会参加選手として補助対象者の氏名及び所属チーム名が記載されていることを確認できた。

(4)について

理由の内容は、協会が本来は補助事業の参加者に支給すべき交通費を支給していなかったというものと解されるが、実績報告書確認の際に、参加者ごとに支給される交通費については、提出された参加者連名の領収書では個々の参加者に交通費が確実に支払われているかどうかを確認できないとして、補助対象外とされた。

第4 監査委員の判断

以上のような監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

1 補助金交付事務における違法性又は不当性の有無について

監査対象課による補助金交付事務処理状況を確認したところ、補助金実績報告書の確認において、協会が過去に補助金不適正処理をしていたことを踏まえ、領収書等添付書類の記載内容が信頼に足るものかどうか精査されていた。

その結果、請求人が請求理由としてあげている参加者個人ごとの交通費や県外遠征費用に関するものも含め、補助対象外である疑いのあるものは補助対象から除外されており、確実に補助対象事業の費用として支払われたものを対象として補助金が交付されたものと認められる。

そのほかの補助金交付事務処理にも不備は見受けられない。

したがって、県の補助金交付事務に違法性又は不当性があったとはいえない。

2 県の損害について

請求人は補助金が協会により不適正に使われた場合は県に返還させるよう求めているが、補助金実績報告書の確認を経て確定された補助金交付額と、すでに協会に支払われた補助金額を比較して支払超過となった金額は、協会から全額県に返還されている。

したがって、補助金交付による県の損害は生じていない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がない。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号